

駐輪場設置に係る施設面積等の取扱い運用基準

規則第39条別表5関係

区分	用 途	取 扱 い 内 容	
1	共同住宅等 (ワンルームマンションその他の単身世帯を対象とする共同住宅の取扱いについて)	1戸当たりの専有面積は、40㎡未満のものとする。	
2	百貨店・スーパーマーケット・その他の小売店舗及び飲食店	施設面積等の主な算定対象	算定対象としない床面積
		売場・売場間の通路・商品の陳列窓及び陳列室・承り所・物品加工修理場・客席・調理室・待合室・その他これらに類すると認めるもの	従業員用の施設(更衣室・食堂など)・事務室・倉庫・駐車場など
3	銀行等金融機関	営業室・ロビー・応接室・その他これらに類すると認めるもの	従業員用の施設(更衣室・食堂など)・事務室・支店長室・金庫室・駐車場など
4	遊技場 (パチンコ屋・マーチャン屋・ゲームセンターなど)	遊技室・景品交換所・その他これらに類すると認めるもの	従業員用の施設(更衣室・食堂など)・事務室・倉庫・駐車場など
5	学習・教養・趣味等の教授を目的とする施設 (専修学校・各種学校・学習塾・予備校・語学教室・料理教室などの施設)	教室・講堂・実習室・図書室・資料室・その他これらに類すると認めるもの	従業員用の施設(更衣室・食堂など)・事務室・倉庫・駐車場など
6	スポーツ及び健康の増進を目的とする施設 (ボウリング場・スケート場・水泳場・ゴルフ練習場・体育館・スポーツクラブなどの施設)	競技場・運動場・練習室・更衣室・浴室・シャワー室・休憩室・観覧席・その他これらに類すると認めるもの	従業員用の施設(更衣室・食堂など)・事務室・倉庫・駐車場など
7	上記の用途に分類されない集客施設 (駐輪場設置を必要とする施設)	当該用途に供する施設の床面積で、専ら利用者の利用に供すると認めるもの	従業員用の施設(更衣室・食堂など)・事務室・倉庫・駐車場など
8	複合用途	それぞれの用途に供する施設の床面積で、専ら利用者の利用に供すると認めるもの	従業員用の施設(更衣室・食堂など)・事務室・倉庫・駐車場など

特殊建築物の取扱い基準

区分	用 途	取 扱 い 内 容	
1	国又は地方公共団体が設置する施設 (官公署・病院・診療所・公民館・集会場・公会堂・博物館・図書館などの施設)	面積の算定対象	面積の対象外
		当該用途に供する施設の床面積で、専ら利用者の利用に供すると認めるもの	従業員用の施設(更衣室・食堂など)・事務室・倉庫・駐車場など
2	国又は地方公共団体以外の者が設置する施設 (病院・診療所・集会場・劇場・映画館・演芸場・観覧場・博物館・図書館・展示場・ダンスホール・カラオケボックス・レンタルビデオ店などの施設)	面積の算定対象	面積の対象外
		当該用途に供する施設の床面積で、専ら利用者の利用に供すると認めるもの	従業員用の施設(更衣室・食堂など)・事務室・倉庫・駐車場など
		対象規模	算定基準
		延床面積 500㎡ 以上	当該用途に供する部分の床面積 15㎡ ごとに1台
		対象規模	算定基準
		延床面積 500㎡ 以上	当該用途に供する部分の床面積 20㎡ ごとに1台